

たばこ火災被害の低減対策に関する検討会開催要綱（案）

（目的）

第 1 条 日本における住宅火災による死者数は 1, 0 0 0 人を超える高い水準で推移しており、死者数を発火源別に見ると、たばこが例年 1 位となっている。

本検討会は、米国・カナダ・オーストラリア・EU 等において、火災予防上効果を有すると見られる低延焼性たばこの法令による義務化が施行されていること、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約）に基づき、今後、締約国会議において、低延焼性たばこの規制を含めたガイドラインの審議が行われる予定であることを踏まえ、日本における低延焼性たばこの導入の可否に係る具体的な検討を行うものである。また、併せて、たばこに係る出火原因の他の要素（経過、着火物）に着目した対策についても総合的に検討を行う。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、たばこ火災被害の低減に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- （1）低延焼性たばこの火災抑制効果及び規制の導入の可否に関すること。
- （2）たばこに係る出火原因の他の要素（経過、着火物）に着目した対策に関すること。
- （3）その他たばこ火災被害の低減に係る諸課題に関すること。

（検討会）

第 3 条 検討会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁長官が委嘱する委員によって構成する。

- 2 検討会には、委員長を置く。また、検討会には、委員長の指名する副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、検討会を主宰する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 検討会には、部会を置くことができる。

（検討会公開の原則）

第 4 条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(部会)

第5条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁長官が委嘱する部会員によって構成する。

2 部会には、部会長を置く。また、部会には、部会長の指名する副部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第6条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から平成25年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 検討会及び部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から実施する。